

2019 年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業
～消費税の軽減税率導入税率引き上げに備えて
経営力を強化のための人材育成～

若手社員研修

来年 10 月 1 日から、消費税率 8%から 10%に引き上げられると同時に「消費税軽減税率制度」が我が国で初めて導入され、人手不足が大問題になっている中、事務作業など新たな負担の増加が予想されます。

そこで当商工会議所では、『人材育成』を重視し、消費税増税や人手不足といった課題が山積みの中、立ち向かえる若手社員の育成のお手伝いをしていきたいと想い、若手社員教育セミナーを開催します！！**段取り力・問題解決力をテーマに、各能力を鍛えるとともに、業種を横断した、集団セミナーの中で、チームビルディングやコミュニケーションの大切さを再認識して頂ける全 2 回の研修**（2 日間参加できる参加者優先）となります。積極的なご参加をお待ちしております。

【会 場】 富士宮商工会議所 2 階 大会議室

【その他】 2 日間通しでの参加を推奨

【参加費】 消費税軽減税率対策窓口相談等事業のため無料

昼食のご用意はありません

【対象者】 段取り力・問題解決力を鍛えたい若手社員（新入社員～入社 7 年目くらい）

【1 日目】 段取り力を鍛える！！

2019 年 7 月 22 日(月)10:00～17:00

- ★消費税軽減税率制度の概要（5 分程度）
- ★段取りとタイムマネジメント
- ★時間管理の阻害要因
- ★チームワークと生産性



「講師紹介」
中村 雅子 氏
(株)Office REVO

【2 日目】 問題解決力を磨く！！

2019 年 9 月 9 日(月)10:00～17:00

- ★消費税軽減税率制度への対応（5 分程度）
- ★真の問題とは
- ★ロジカルシンキング
- ★問題解決に必要な視点

大学卒業後、地方自治体職員として 18 年勤務。その後、独立して研修講師としてスタート。

様々な階層別研修、課題別研修に登壇、受講生は実数で 2 万人を超える。経営者の想いと社員の想いをつなぐ人材戦略コンサルタントとして全国各地で研修を開催、組織力強化の支援を実践中。

お問合せ

富士宮商工会議所 中小企業相談所（担当・三浦）

お申込先

〒418-0068 富士宮市豊町 18-5【電話】0544-26-3101【FAX】0544-26-0303

富士宮商工会議所『若手社員研修』受講申込書

★受講申込日 7 月 22 日(月)の研修に _____ 名 参加します。
9 月 9 日(月)の研修に _____ 名 参加します。

【事業所名】

【電話番号】

【FAX 番号】

【業 種】

【メールアドレス】

【参加者名】

(年齢) (最終学歴： 高校 ・ 大学)

【参加者名】

(年齢) (最終学歴： 高校 ・ 大学)

申込期日：2019 年 6 月 21 日(金)

★送付先：0544-26-0303 ※番号間違いにご注意ください。